

もっと知りたい！

藤岡市のこと

めぐるんにおける取り組み

市民の利便性の向上を目指して

市では、市街地の商業施設や病院を回る循環バスと郊外・市街地をつなぐバスを運行しています。

さらに多くの人が便利にバスを利用できるよう、専門家に調査を依頼し、バスの利用状況や市民2,000人を対象としたアンケート調査を行い、再編案を提案してもらいました。

過去には一部区間のフリー乗降制度の導入や運行経路などの調査を実施し、現在は公共

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 地域安全課(☎④2245)

交通活性化検討委員会を立ち上げ、各地域の特徴を踏まえためぐるんの在り方について、検討を進めています。

これまでの主な取り組み

▷運行経路の変更

▷新規路線の導入に

向けた実証実験

現在の取り組み

▷デマンド交通※の

導入検討



※事前予約制の交通サービスのことで、運行経路や運行スケジュールを利用者に合わせて運行する地域公共交通のこと

困ったときの6月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	6日(金)・12日(木)・20日(金) 午後1時～4時	市役所本庁舎	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 ▷6日=5月23日(金) ▷12日=5月29日(木) ▷20日=6月6日(金)	
行政相談	11日(水)・18日(水)・19日(木) 午後2時～4時	市役所本庁舎 19日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	地域づくり課 (☎④2211)
人権相談	5日(木)・27日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎	当日会場へ(予約不要)	
不動産相談	18日(水) 午後1時30分～3時	市役所本庁舎	電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約	
心配ごと相談	11日(水)・25日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	
相続・遺言相談	17日(火) 午後1時～3時30分	総合学習センター北棟	要予約	市社会福祉協議会 (☎②5647)
ボランティア相談	毎週月～金曜日、14日(土) 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名: 藤岡市青少年センター)	青少年センター (☎④4150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所 (☎③9801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	保健センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課 (☎④2268)



鬼石振興課ではこの春、空き家調査に多くの時間を割きました。地域にはまだ活用できそうな空き家が多くあり、移住希望者へ紹介できる空き家を発掘しています。

家族単位での移住希望者から需要の多い鬼石地域の街中の調査を行いました。民生委員の力を借りてピックアップした空き家をしらみつぶしに見て回りました。敷地外から目視で確認できる範囲のみですが、状態の良い物件は多く、移住希望者が住まいや店舗として利活用できれば鬼石地域の活性化が期待できます。

昨年から空き家情報バンクおにしん家が始まって1年経過し、3件の空き家が利活用され、12軒の空き家が新しい役割を与えられるのを待っています。鬼石に少しずつ新しい風が吹いています。

地域おこし協力隊
吉田 まり子



はこら
協力の活動

問い合わせ 鬼石振興課(☎⑤3111)

人権を考える

病氣と人権

誰もが、健康で充実した生活を送りたいと願っています。しかし、いどこで病気になるかは分かりません。病気がなかったときには、適切な医療を受け、尊厳を持って扱われたいと考えると思います。そのため、病気を抱えた人が不当な扱いや差別を受けることなく、必要な医療や支援・配慮を受け、尊厳を保ちながら生きていける社会の実現が求められています。

病気を抱える人の人権

病気にかかり健康を損なうことは、身体的な苦痛だけでなく、経済的な負担や社会的な孤立を招くこともあります。特に慢性疾患や障がいに伴う病気の場合、長期にわたる医療や支援が必要となり、周囲からの理解やサポートが不可欠です。病気を抱える人が安心して適切な医療を受け、健康で文化的な生活を送ることは、「生

病気を巡る現実

現実には、病気を抱えた人が偏見や差別、不適切な扱いに苦しむ事例があります。エイズ患者やHIV感染者への偏見や差別、雇用分野での障がい者差別などが挙げられます。

こうした偏見や差別、不適切な扱いは、病気そのものの苦しみに加え、人々の尊厳を傷付けるとともに、社会的な孤立感を深めます。そしてそれは、病気による苦しみを増幅させることにもなります。

私たちができること

病気を抱える人々に対する配慮は、日常生活の中で私たちができる身近な取り組みです。その第一歩は、病気やそれに付随する障がいについて

正しい知識を得ることです。そして、その人の苦しみを理解し、温かい言葉をかけることです。

病氣は特別なものではなく、誰もが経験し得るものです。また、病氣によって人の価値は決まりません。どのような病氣であれ、病氣を理由に不当に扱われることがないよう、支援の手を差し伸べることが大切です。

病氣の有無にかかわらず「全ての人が尊重されるべき」という認識を持ち、さまざまな偏見を取り除き、互いに認め合い、支え合う社会を築いていく必要があります。そうすることで、本市が目指す思いやりと優しさに満ちた地域社会の実現につながっていきます。

人権相談 午後1時～3時、直接会場へ▽市役所本庁舎Ⅱ第2・4金曜日▽地域づくりセンター鬼石Ⅱ第3木曜日
問い合わせ 生涯学習課(☎②6888)